

平成 29 年度 学内研究助成金 研究報告書

研究種目	<input type="checkbox"/> 奨励研究助成金	<input checked="" type="checkbox"/> 研究成果刊行助成金
	<input type="checkbox"/> 21 世紀研究開発奨励金 (共同研究助成金)	<input type="checkbox"/> 21 世紀教育開発奨励金 (教育推進研究助成金)
研究課題名	イギリスにおける環境保護行政と市民参加	
研究者所属・氏名	研究代表者： 近畿大学法学部・林晃大 共同研究者：	

1. 研究目的・内容

国際社会において重視されている環境分野における市民参加制度について、環境保護先進国の 1 つであるイギリスにおける制度構築とそれに関する議論に焦点を当て、いわゆるオーフス条約の促進する 3 本柱に沿って検討を行う。

2. 研究経過及び成果

私は研究成果刊行助成金を用いて、『イギリス環境行政法における市民参加制度』と題した著書を 2018 年 1 月 25 日に日本評論社より出版した。本書は、イギリスにおける環境分野における市民参加制度の構築及びその現状について研究したものである。

1998 年 6 月 25 日にデンマークのオーフスで採択された「環境問題における情報へのアクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約」(オーフス条約) の第 1 条は、環境保護を目的とした市民参加制度について、「①情報アクセス権」、「②意思決定への参加権」、「③司法アクセス権」という 3 つの権利をあらゆる者に保障することを目的とする旨を規定しており、環境保護先進国であるイギリスは 2005 年 2 月 24 日に同条約を批准し、これら 3 つの権利(いわゆる 3 本柱)の促進に取り組み、大きな成果を挙げている。

本書の第 I 部は、第 1 の柱である「情報アクセス権」について、オーフス条約批准前からイギリスにおいて制度化されていた「公的登録簿制度」を、様々な環境領域に焦点を当て検討を行っている。第 II 部は、同じく第 1 の柱である「情報アクセス権」について、オーフス条約批准にあわせて制定された 2004 年環境情報規則に基づく環境情報開示制度の仕組みを、審判所や裁判所の判断なども交えながら分析している。第 III 部では、第 2 の柱である「意思決定への参加権」に関して、特に環境許可決定過程への市民参加について、近年のイギリス政府による「ベター・レギュレーション政策」の影響と共に検討している。第 IV 部では、第 3 の柱である「司法アクセス権」について、市民が自然環境や文化遺産といったいわゆる「公益」を保護するために提起する「環境公益訴訟」の理論や現状を原告適格と訴訟費用の観点から分析している。

日本はオーフス条約を批准せず、これら市民参加制度の構築が不十分だと指摘されている。イギリスにおけるこれらの制度の研究は、わが国における制度構築に大きな示唆を与えるものとなる。

3. 本研究と関連した今後の研究計画

今後は、自然環境や文化遺産のような「公益」を保護するために提起する公益訴訟の展開を研究するだけでなく、イギリスにおける公益的訴訟参加の理論について研究を行う予定である。その後、イギリス行政訴訟における司法裁量の理論についても研究を行う予定である。

4. 成果の発表等

発表機関名	種類(著書・雑誌・口頭)	発表年月日(予定を含む)
『イギリス環境行政法における市民参加制度』(日本評論社)	著書	2018年1月25日